

一般社団法人日本歯科医学会連合 プライバシーポリシー

1. 目的

一般社団法人日本歯科医学会連合プライバシーポリシー（以下、プライバシーポリシーと略す）は、一般社団法人日本歯科医学会連合（以下、学会連合と略す）の構成員（学会連合役員、学会連合委員会委員、活動に関わる人員）および学会連合の活動に参加する非構成員の個人情報の保護及びその有効利用を目的とする。

2. 個人情報の定義

「個人情報」とは、学会連合のオンラインシステムや電子メール、郵送、FAX等で構成員および学会連合の活動に参加する非構成員から提供を受けた住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等、特定の個人を識別できる情報をいう。

3. 個人情報の収集

学会連合が構成員あるいは学会連合の活動に参加する非構成員の個人情報を収集するのは、学会連合の事業目的に沿って行う、サービスの提供、構成員名簿の作成、調査研究、および過去に集められた個人情報を更新する場合に限るものとする。

4. 学会連合による個人情報の管理

学会連合は、収集した個人情報が外部へ漏洩したり、破壊や改ざんを受けたり、紛失することの無いよう厳重に管理することとする。また、オンラインシステムで個人情報を通信する場合は情報の暗号化などを行い、特に情報の保護に配慮するものとする。保存された登録情報の管理については、漏洩の防止措置を講ずるものとする。ただし、技術上予期し得ない方法による不正アクセスなどにより改ざん、漏洩などの被害を受けた場合には、学会連合はその責を負わないものとする。

また、本人または代理権を証する書面を有した代理人からの内容の照会、訂正、削除等の求めがあった場合は、必要な確認を行った上で、可能なかぎり迅速に対応を行うこととする。

5. 構成員による個人情報の管理

構成員個人の情報を管理するために、構成員には、会員番号と構成員個人で管理するパスワードを提供する。構成員は、会員番号とパスワード及び構成員からの直接的な学会連合事務局への連絡によって個人情報を管理するものとする。構成員は、パスワードを第三者に開示、譲渡、貸与してはならない。構成員はパスワードを適宜変更するなどして自己の責任で管理するものとする。パスワードの不正使用により構成員及び第三者に損害が生じた場合でも、学会連合では一切責任を負わない。構成員は、パスワードを忘れた場合や、パスワードの不正利用や盗用を知った場合は速やかに学会連合に届け出ることとする。

6. 個人情報の開示

1) 学会連合が収集した個人情報は、業務に必要な場合、必要最小限の範囲で守秘義務契約を結んだ上で外部委託業者に提供することがある。また、情報の統計を、個人を特定する情報を含まない形で第三者に提供する場合がある。これらの情報提供は、提供者に対して同意を得ることなく行われることがある。

2) 個人情報については、次のいずれかの場合には収集目的以外の目的に開示または提供することがある。

- a 法的な手続きに基づき、開示または提供を求められた場合
- b 個人情報提供者が情報の開示または提供に同意、承諾した場合
- c 学会連合の事業目的に沿って行う情報配信サービスや、学会連合運営上必要な事務連絡等の目的で電子メール等を送付するため、個人情報を利用する場合
- d その他、総会または理事会で承認された事業計画を達成するために正当な理由がある場合

7. 改定および適用について

本プライバシーポリシーの改定は、理事会において議決する。すべての改定は学会連合より

学会連合ホームページ等を通して会員に速やかに通知するものとする。学会連合が個別に定める規則により個人情報に関わる規則が定められた場合は、定められた個別規則を優先し適用するものとする。

8. 症例などの患者情報について

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする。(神奈川県、横浜市など)。
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断、治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、倫理委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム、遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省，厚生労働省及び経済産業省）（平成13年3月29日）及び「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（文部科学省，厚生労働省）（平成14年3月27日）による規定を遵守する。

制定日 令和4(2022)年12月14日
一般社団法人日本歯科医学会連合